

お客さま各位

呉信用金庫

お客さま情報の定期的な確認に関するご協力のお願い

全国の信用金庫では、関係省庁と連携し、預金口座を悪用した特殊詐欺被害等の防止、マネー・ローンダーリング及びテロ資金供与対策^(※)の強化を通じて、お客さまが安心・安全に預金口座等をご利用いただける環境整備に取り組んでおります。

この一環として、犯罪収益移転防止法および、金融庁「マネー・ローンダーリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえて、既にお取引をいただいているお客さまに対して、お客さまの現在の情報（住所・ご職業、お取引目的など）を定期的にご確認させていただく取組みを行っております。

お手数をおかけいたしますが、本取組みにご理解を賜り、「お取引目的等確認シート」へのご回答にご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、下記には本件に関してお客さまから寄せられたよくあるご質問を掲載しておりますが、このほかにご不明な点がございましたら、下記照会先までご連絡ください。

なお、本業務の一部を株式会社イセトー、株式会社電算に委託しております。返信先につきましては、受付管理の都合上、日本郵便 熊本中央郵便局 郵便私書箱第63号にて集約させていただいておりますので、ご了承願います。

(※) マネー・ローンダーリングとは、犯罪や不当な取引で得た資金を、正当な取引で得たように見せかけたり、多数の金融機関等を転々とさせて資金の出所を隠す行為です。また、テロ資金供与とは、テロの実行支援等を目的としてテロリストに資金を渡す行為です。

＜本件にかかる照会先＞

呉信用金庫 「お客様の声」受付窓口

TEL：0120-32-8883

受付時間 平日 9時～17時まで
(土・日・祝日を除きます)



一 定期的な情報確認に関するよくあるご質問 一

<定期的な情報確認について>

Q. なぜ私の情報を確認する必要があるのでしょうか？

A. 犯罪組織やテロ組織は、善良なお客さまに紛れて気づかれないように取引をしようとします。お一人おひとりの情報を定期的に確認させていただくことが、犯罪組織の不正利用の防止につながります。また、お客さまになりました犯罪者が口座を利用していないかなど、お客さまが金融犯罪に巻き込まれないためにもご協力のほどお願ひいたします。

Q. こうした確認が行われるのは、私が疑われているからでしょうか？

A. 定期的な情報確認は、原則、すべてのお客さまに対して、ご協力をお願いしているものであり、特定のお客さまにお願いをしているものではありません。

<お取引目的等確認シートについて>

Q. 「確認シート」のすべての項目について必ず回答しないといけないのでしょうか？

A. お手数ですが、適切な情報の確認のため、可能な限り多くの質問項目にご回答いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

Q. 「確認シート」について回答したくないのですが？

A. お客さま皆さまのご協力によって、マネー・ローンダリング及び金融犯罪の防止が可能となります。

本確認は、お客さまの住所といった現在の情報の確認に加え、なりすまし取引に利用されていないかなどを確認させていただくための大切なものとなりますので、何卒ご理解いただき、可能な範囲でご協力のほどよろしくお願ひいたします。

【特殊詐欺などの金融犯罪にご注意ください！】

- 最近は、いろいろな手口で、お客さまの情報を取得しようとしたり、キャッシュカードを詐取しようとする詐欺の手口も多く発生しています。不審な点がある場合には、お取引のある本支店にご連絡・ご照会ください。
- 特に、「お客さまの情報」の定期的な確認にあたり、信用金庫の職員が「キャッシュカードをお預かりすること」や「暗証番号をお聞きすること」はありませんのでご注意ください。

関連サイト

金融庁 <https://www.fsa.go.jp/news/30/20180427/20180427.html>

